

『色内1・2丁目地区』における景観形成の考え方及び行為の制限

地区の考え方

指定 H 6. 7. 15 改正 H 8. 11. 1 改正 H 18. 2. 15 改正 H 21. 4. 1		
地区面積 (約12.3ha)	本通線沿いの街並み	
地区の概況	<p>小樽発展の基礎となった港と旧国鉄手宮線に挟まれ、海運や陸運の発達とともに形成された地区です。</p> <p>かつての海岸線に沿ってゆるやかに湾曲した本通線沿いには、明治・大正・昭和初期にかけて建てられた商家や銀行など比較的低層な建物が軒を連ねています。</p> <p>地区内の中央通は、小樽駅から港へと通じる小樽を代表する都市軸の一部であり、土地区画整理事業により36mの幅員に拡張された道路整備に併せて沿道の建築物なども建て替えられ、新たな都市景観の形成が進んでいます。</p> <p>特に、市指定歴史的建造物である「旧安田銀行小樽支店」と「旧第四十七銀行小樽支店」の2棟は、曳家工法により隣接地に移転し保全を図ったものであり、都市景観の重要な要素である本通線とのクロスポイントの景観を形成しています。</p>	
景観形成の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 本通線沿いでは、商家や銀行などの歴史的建造物が創り出す景観の保全に努めます。 ● 中央通沿いでは、歴史的建造物と調和した新しい街並みの創出に努めます。 	

行為の制限

建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道本通線沿いでは、現況道路境界線から5メートルの範囲は、10メートル以下とする。 ・ 上記以外の範囲では、25メートル以下とする。 ・ 登録歴史的建造物の隣接地では、これらと調和した高さとする。 ・ 旧国鉄手宮線沿線では、沿線の街並みに配慮した高さとする。 		
		連続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の歴史的建造物を中心とした街並みの連続性に配慮する。 ・ 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。 	
	形態・意匠		屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 切妻、寄棟(5/10勾配を基準とし、周辺の歴史的建造物の勾配に合わせる。) などとし、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。
		軒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物本体と調和した軒の出とするよう努める。 	
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。 ・ 大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化に努める。 	
		腰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺と調和した形態とするよう努める。 	
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチや縦長窓などを設置するよう努める。 		
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 ・ 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。 ・ 歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。 	
	素材	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瓦葺き又は金属板葺きなどとする。 	
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央通沿いでは、1階若しくは腰壁の仕上げを、軟石などの自然石とするよう努める。 ・ 中央通沿い以外の範囲では、軟石などを基調とするよう努める。 ・ 金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。 	
色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。 		
	外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 ・ 裏面の「色彩基準等」による。 		
工作物	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低層部は明るく開放的な意匠とするなど、商業地にふさわしいにぎわいと活気のある街並みの創出に努める。 ・ 建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ・ ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 ・ 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 ・ 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。 		
		さく垣など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 ・ 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。 	
		鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。 	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 ・ 裏面の「色彩基準等」による。 		

色 彩 基 準 等

1. 色彩基準

①基調色(ベースカラー)

建築物等の外観（屋根を除く。）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。
ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。

- ・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分
- ・②に該当する場合

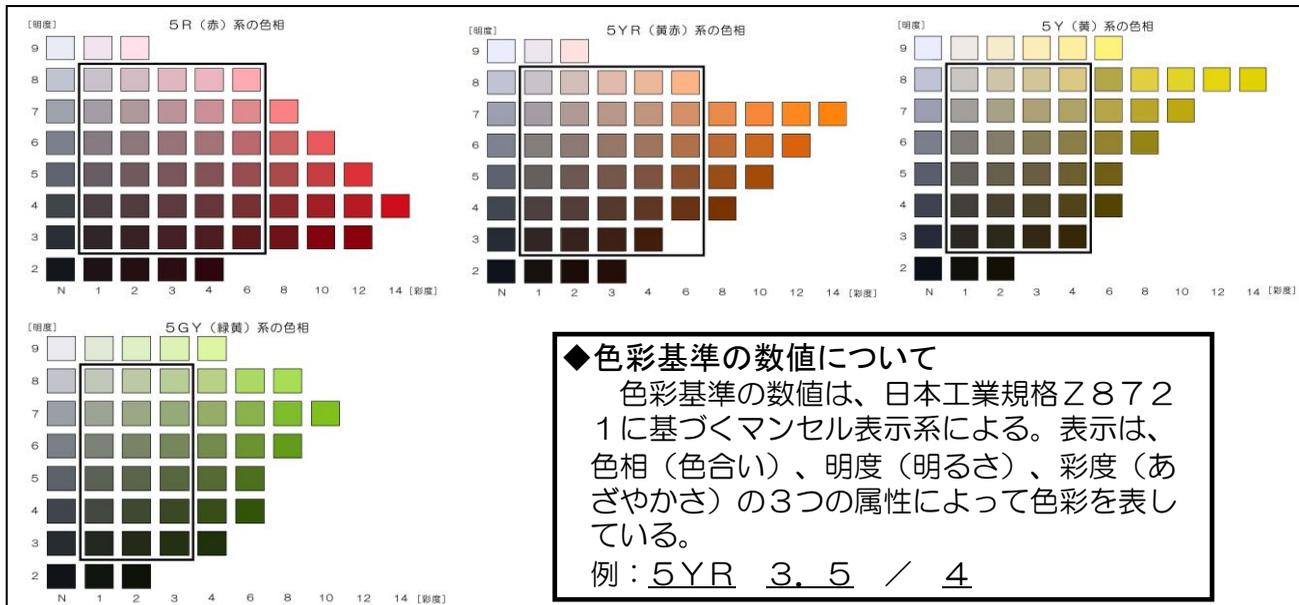
使用する色相	明度	彩度
5R～YR～2.5Y (2.5Yを含む)	3以上8以下とする。	0.5以上6以下とする。
2.5Y(2.5Yを含まない)～10Y(10Yを含む)		0.5以上4以下とする。
10Y(10Yを含まない)～10GY(10GYを含む)		0.5以上3以下とする。

②強調色(アクセントカラー)

基調色以外の色彩を使用する場合は、1箇所当たり2平方メートル以下、かつ合計5平方メートル以下とする。

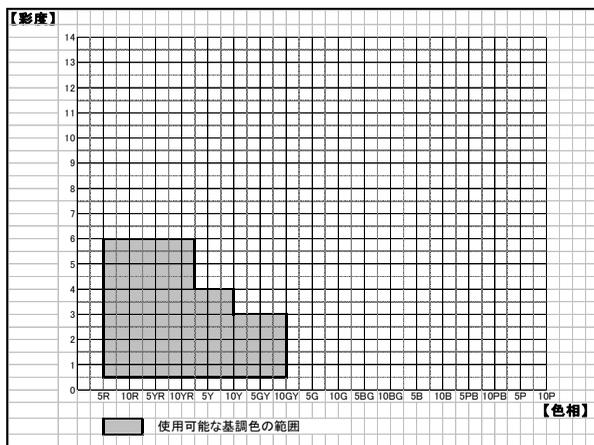
2. 使用できる色彩

(1) 代表的な色相



注) 上記の色は印刷のため、実際の色とは多少異なります。

(2) 彩度の範囲



(3) 明度の範囲

